

道労連NEWS

発行日：2020.02.28



発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel：011-815-8181

子どもへのケア、育児・託児・休業保障など具体化を

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急要請書を提出

道労連は2月28日、ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会、新日本婦人の会北海道本部、北海道高等学校教職員組合連合会、全北海道教職員組合と連名で北海道知事と教育長宛に「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急要請書」を提出しました。

安倍総理が突如、小中高への休校を「要請」したことに関して、鈴木直道北海道知事は27日、「教育長と協議の結果、既



に実施している小中学校と特別支援学校の休校期間を春休みまで延長。新たに高等学校の休校を3月2日から春休みまで実施するよう進めてまいります」と表明したことをふまえ、必要な対策がとられるよう緊急要請を行ったものです。「①国の要請を鵜呑みにするのではなく、道・道教委として、科学的はもちろん、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切に判断を行うこと。②コロナウイルス感染状況や防止対策などについて迅速かつ丁寧に情報開示を行い、道民の不安を取り除く手立てを講じること。③休校期間中の保護者に対し、休業や託児などの対策に道独自の予算をつけて補償するとともに、企業に対して柔軟な勤務対応を行うよう要請すること。④休校期間中の児童生徒に対し、必要なケアを行うよう、具体的な対策を講じること。⑤卒業式など年度末の様々な対応について、市町村教委や各学校の主体性を尊重し、道教委の判断を強制しないことを明確に示すこと」の5項目について要請しました。

緊急事態宣言？～法的根拠なく、対策も見えない

その後、北海道知事が「緊急事態宣言」を出し、「週末の外出を控えるように」と記者会見で報じられましたが「法的根拠」によるものではありません。いま、必要なのは対策、見通し、保障などの具体的な施策です。現場の実態を集めて、突き付けて実効ある対策を求めましょう。

北海道
知事 鈴木 直道 様
北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会
北海道労働組合総連合
新日本婦人の会北海道本部
北海道高等学校教職員組合連合会
全北海道教職員組合

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する緊急要請書

道民生活や地域経済の発展向上、すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、貴職がはらわれている日頃の努力に心より敬意を表します。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、安倍晋三首相の小中高休校要請を踏まえ、鈴木直道知事は、27日、「教育長と協議の結果、既に実施している小中学校と特別支援学校の休校期間を春休みまで延長。新たに高等学校の休校を3月2日から春休みまで実施するよう進めてまいります」と表明しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、ありとあらゆる対策を講じることが必要であると考えており、休校を含めた対策を講じること自体に異議を申し立てるものではありません。

しかし、昨日から1週間の臨時休校が始まったばかりの北海道で、その日のうちに、春休みまでという休校を知事が表明したことに対し、子どもや保護者をはじめ道民各層からは様々な戸惑いの声が上がっています。特に、共働きやひとり親世帯には大きな負担がかかります。非正規社員、医療関係者などの勤務はどうなるのか、休業補償は出るのか、不安はつきません。26日の記者会見で、鈴木直道知事は「1週間が保護者の方々に協力いただける一つの単位と考えた」と休校期間について説明していますが、春休みまでの長期間の休校にともなう具体的な対策が示されないままに休校延長が表明されたことに、戸惑いや不安が広がっています。

また、各学校でも1週間の臨時休校への対応の最中での知事の表明に、混乱が広がるとともに、教職員の勤務、特に子育て中の教職員や日額制の臨時・非常勤職員の勤務に多大な不安が生じています。

萩生田光一文部科学相は28日の閣議後記者会見で「地域や学校の実情を踏まえ、さまざまな工夫があってもいい」と述べ、時期や期間について各地の教育委員会などが柔軟に判断するよう求めています。他県では、「1人1人の子どもの居場所、安心・安全の確保、各家庭の状況を踏まえ対応することが重要で、各学校でそれぞれの課題を確認し検討するためには一定の時間が必要だ」として独自の判断をする地域もあります。道教委として、各地に広がる不安や戸惑いの声に耳をかたむけ、必要な対策がとられるよう、下記の通り要請致します。

記

1. 国の要請を鵜呑みにするのではなく、道・道教委として、科学的はもちろん、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切に判断を行うこと。
2. コロナウイルス感染状況や防止対策などについて迅速かつ丁寧に情報開示を行い、道民の不安を取り除く手立てを講じること。
3. 休校期間中の保護者に対し、休業や託児などの対策に道独自の予算をつけて補償するとともに、企業に対して柔軟な勤務対応を行うよう要請すること。
4. 休校期間中の児童生徒に対し、必要なケアを行うよう、具体的な対策を講じること。
5. 卒業式など年度末の様々な対応について、市町村教委や各学校の主体性を尊重し、道教委の判断を強制しないことを明確に示すこと。